

令和 7 年 3 月 28 日
都市局街路交通施設課

「標準駐車場条例」を改正 ～社会の変化に対応した駐車施設の附置義務制度の見直しを推進～

近年の共同住宅への配送需要の増加等に伴う荷さばき駐車施設の不足解消や車種毎の駐車施設の需給の偏り解消、車両の大型化等に対応するため、地方公共団体が駐車場法に基づき定める条例の参考である「標準駐車場条例」を改正しました。

1. 背景

駐車場法に基づき、地方公共団体は条例により、建築物又はその敷地内に駐車施設の設置を義務付ける（附置義務制度）ことができます。国土交通省では、当該条例の参考として「標準駐車場条例」を策定しております。

令和 4 年 10 月に設置した「まちづくりにおける駐車場政策のあり方検討会」は、社会情勢の変化を踏まえつつ、道路交通の円滑化のみならず、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり、土地の有効活用などを考慮したまちづくりを見据え、今後の駐車場政策のあり方について、制度の見直しも含めて検討してまいりました。

上記検討会での検討を踏まえ、近年の電子商取引等の増加等による共同住宅への配送需要の増加や物流 2024 年問題等に対応した荷さばき駐車施設の確保に加え、公共交通の利用促進やまちなかにおける歩行者の安全性の確保と駐車場の整備を図る施策の両立、車種毎の需給の偏り解消、更なるユニバーサルデザインや車両の大型化等への対応等が求められていることから、今般、標準駐車場条例を改正しました。（概要は別紙参照）

※ なお、規制改革実施計画（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、「共同住宅の用途に供する部分のある建築物を新築等する場合においても、百貨店等と同様、一定規模以上の荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない旨の規定を置くこととし、あわせて、地方公共団体にその旨を周知する。」こととされています。

2. 主な改正の概要 ※括弧内は改正の趣旨

- ・ 共同住宅への荷さばき駐車施設附置義務の追加（配送需要の増加、物流 2024 年問題等の対応）
- ・ 公共交通利用促進措置による附置義務緩和規定の追加（公共交通施策との連携）
- ・ 集約駐車場への隔地に係る規定の追加（駐車場集約による歩行者安全性確保等）
- ・ 既存の附置義務駐車施設の振替・緩和に係る規定を追加（車種毎の需給の偏り等への対応）
- ・ 車椅子使用者駐車施設の車高に係る基準の追加及び規模の変更（ユニバーサルデザイン・バリアフリーへの対応）
- ・ 荷さばき駐車施設の車高に係る基準の変更（車両の大型化への対応）

3. 今後のスケジュール

令和 7 年 3 月 28 日 改正標準駐車場条例及び技術的助言の通知

令和 8 年 4 月 1 日 駐車場法施行令の施行※

※ これまで、特定用途ではなかった共同住宅を特定用途に追加。地方公共団体の条例により共同住宅に対して附置義務制度の対象とできる地域が拡大

国土交通省としては、標準駐車場条例の改正を踏まえて、地方公共団体において附置義務条例の見直しを含めた、駐車場政策の見直しを促してまいります。

(その他関連資料)

以下の URL において、地方公共団体への通知や関係資料を掲載しています。

- ・ 標準駐車場条例・改正に関する技術的助言・参考資料

https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_gairo_tk_000002.html

- ・ まちづくりににおける駐車場政策のあり方検討会

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000103.html

<問い合わせ先>

都市局街路交通施設課 鶴岡、和田

TEL03-5253-8111（内線 32847、32843）、03-5253-8415（直通）

標準駐車場条例の改正の概要(R7.3)

- 共同住宅への配送需要の増加等の近年の社会情勢の変化等を踏まえて、標準駐車場条例を改正し、地方公共団体の条例の見直しを促すことにより、社会の変化に対応した駐車場施策を推進。 ※ 前回改正R2.9

○ 量的課題への対応

物流2024年問題、駐車場整備施策と交通政策との整合、既存駐車施設の稼働率低下、車種毎の需給の偏り、地方公共団体による既存駐車施設の把握（監督）

- **共同住宅への荷さばき駐車施設附置義務**の追加
共同住宅への配送需要増加、物流2024年問題への対応として、一定規模（50戸等）以上の共同住宅に対して戸数に応じて（100戸あたり1台等）荷さばき駐車施設を設置
- **公共交通利用促進措置**による緩和
交通施策と連携した場合の附置義務の緩和により、駐車場供給の適切化
- **駐車施設の振替規定**の追加
車両規格の多様化への対応や自動二輪車等の多様な車種の駐車施設の確保
- **附置義務緩和**についての規定を追加
専用駐車場について、敷地内の需要が十分賄える場合緩和
- **廃止時の届出義務化**
施設の廃止に伴い廃止された附置義務駐車施設の把握

○ 質的課題への対応

車両の変化、ユニバーサルデザイン・バリアフリー、駐車場の集約による歩行者の利便性・安全性確保やまちなみの連続性確保

- **荷さばき駐車施設の車高**への対応
原則3.2mとする
- **車椅子使用者駐車施設の数・車高**への対応
規模に応じた基準※（1以上→200戸までは2%等）にみなおすとともに、車高を2.3mとする
※ バリアフリー法に基づく政省令の改正と連動
- **集約駐車場への隔地**の推進
附置義務駐車施設の集約を可能にする規定を導入することにより、歩行者の安全性向上やまちの賑わいに影響の大きい建物1階部分の活用を推進
- **駐車施設の振替規定**の追加 ※左と共通
車両の大型化（ハイルーフ）等に伴う駐車需要への対応

○ 引き続きの課題について（技術的助言等に記載）

- ・ 附置義務制度・原単位の適正化（来年度以降調査も含めて検討）
- ・ 駐車場整備の抑制・マネジメントに資する制度の検討
- ・ 附置義務駐車施設の稼働状況を含むエリアでの駐車場需給の把握
- ・ 車両の規格の変化への対応（小型車比率のみなおし）

(参考) 標準駐車場条例改正(共同住宅荷さばき)概要について

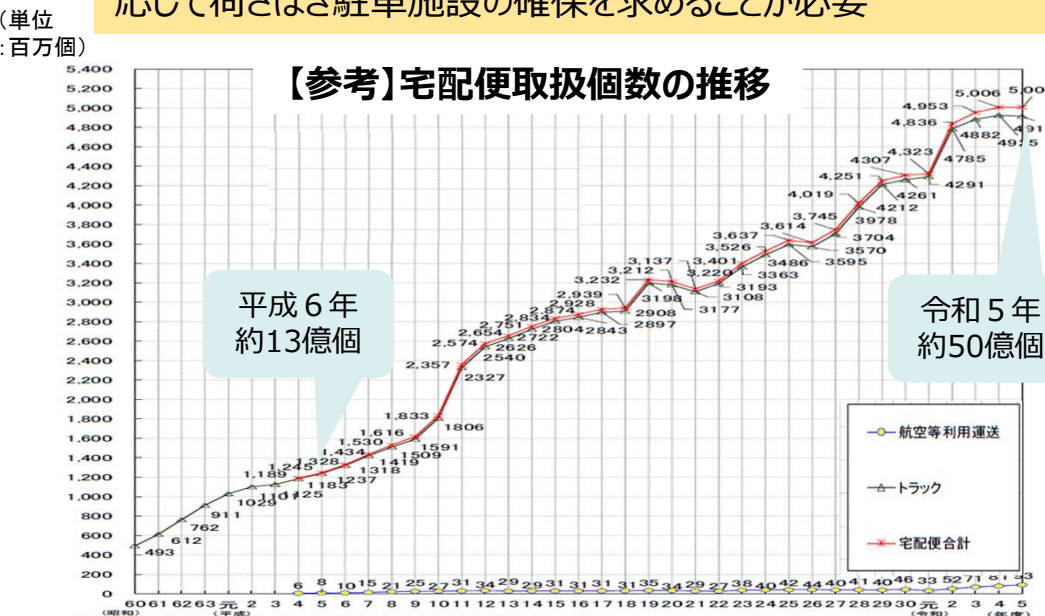
- 近年の電子商取引等による**配送需要の増加**や、共同住宅の高層化・セキュリティの向上により、配送効率の低下や、長時間**路上駐車**せざるを得ない状況となっている。
- また、物流2024年問題等による**人手不足・物流の持続可能性**が懸念されており、共同住宅の新築等の際に、一定の荷さばき駐車施設の設置を求めることで**道路交通の円滑化**や、**都市内物流の効率化**を図っていく必要がある。

背景

- ・ 平成6年以降、駐車場法に基づく附置義務条例により、商業・業務等用途の建築物へは荷さばき駐車施設の設置を促進。
- ・ 近年、電子商取引等による**配送需要の増加**や、共同住宅の高層化、セキュリティの向上により、**共同住宅への配送**に起因する**長時間の路上駐車**や、**配送効率の低下**が発生。
- ・ 物流2024年問題等による人手不足により、**物流の持続可能性**が懸念。

一定規模以上の共同住宅に対して、新築等の際に、規模に応じて荷さばき駐車施設の確保を求めることが必要

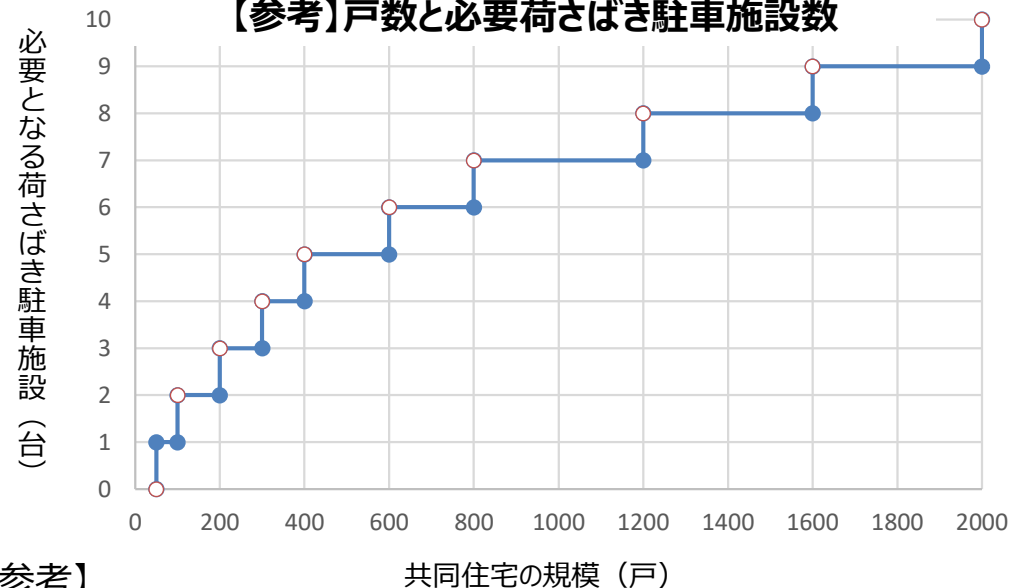
【参考】宅配便取扱個数の推移



標準駐車場条例における基準 (参考)

- ・ 具体的な要件等は**地方公共団体の条例**により設定
- ・ 標準的な基準として50戸以上の共同住宅に対して、100戸あたり1以上の荷さばき駐車施設の設置が必要と考えられる
- ※ 400戸以上、800戸以上でそれぞれ0.5、0.25倍に逡減
- ※ 延床2000㎡（商業地域の場合）、敷地1000㎡以上の場合

【参考】戸数と必要荷さばき駐車施設数



【参考】

- ・ 駐車場法施行令改正 (R7.3.7公布・R8.4.1施行) により、共同住宅を特定用途に追加し、附置義務の対象とできる用途地域を拡大
- ・ 既存の共同住宅に対しては、乗用車に余剰がある場合に振替による荷さばき駐車施設確保等の取り組みを推進